

委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成、行数は任意で追加)

委員会名	議会運営委員会
参加委員 ◎委員長 ○副委員長	◎後藤誠司 ○菊地とも子 矢吹哲哉 田中修身 高畑孝一 山口文章 遠藤吉正 伊藤弘明 渡部勇一

1 本市の課題と視察の目的

「氷見市議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例」について研修し、本市議会における市政運営への監視・監査機能等の更なる充実を図ることを目的とする。

2 実施概要

実施日時	視察先	富山県氷見市議会
令和5年11月14日(火) 13時30分～15時	担当部局	議会局
視察項目	氷見市議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例について ほか	
報告内容	<p>●氷見市議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例の制定について</p> <p>1 条例策定の目的</p> <p>氷見市議会では、市政における課題や争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への監視・監査機能等を充実させるための基本的事項を定めた「氷見市議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例」を令和4年6月定例会において全会一致で可決した。</p> <p>この条例は、一般的に議会基本条例と言われているもののうち、監視・監査機能等の充実の特化した基本条例であり、その理念と方針を定め、市民福祉の向上と公正かつ適正な市政の発展に寄与することを目的とするものであり、全国的にも珍しい条例である。</p> <p>2 条例策定の背景及び経過</p> <p>令和3年の6月定例会で、それまでの、市の大型投資事業に警鐘を鳴らすべく、「ひみ発見館」や「朝日山展望台」などの、一般会計予算の修正減額や、附帯決議としては、「まんが広場」の予算の執行留保など、いずれも全会一致という形で、議会としての意思表示がされた。</p> <p>その後、9月定例会に提出された、監査委員の決算審査意見書では、大型投資事業の見直しや、中長期財政見通しのほか、職員数のあり方など、議会がそれまで指摘してきた、多くの事項が、専門的な視点をもって意見書に取り込まれていた。</p> <p>議会においても、一般質問や常任委員会、決算特別委員会においても、決算審</p>	

査意見書の指摘事項を引用し質問することにより、質問の専門性、具体性が加わり、監視・監査機能等が有効に働いたものと考えられる。

その後の議員研修会では、「監査委員と議会との連動」というテーマで、地方議会総合研究所の廣瀬和彦氏の講義があり、「氷見市議会としての、このような流れは、基本条例という形で、明文化するのがいいのではないか」といった、助言があったことがきっかけとなり、この条例の提案につながった。

この条例の特徴としては、議会の基本条例としては、全国的にも稀な「監査委員との関係の基本原則」を定め、議会の監視・監査機能等の充実に役立てるもの。

3 条例の主な内容

(1) 第3条「市長等との関係の基本原則」

議会と市長その他の執行機関とは異なる機関であることから、常に緊張感を持ち、立場や権能の違いを理解して、独立・対等の立場で、事務執行の監視及び評価、さらには政策立案及び政策提言を通じて市政の発展に取り組むもの。

(2) 第4条「監視と評価」

議会は、市長等の事務の執行について、公正かつ効率的に執行されているかを監視し評価することを定めている。

常任委員会及び議会運営委員会は、議案等の審査のほか、所管事務調査の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるもの。

なお、所管事務調査は閉会中も開催し継続的な監視を行うこととする。

(3) 第5条では、「政策立案及び政策提言」

単なる承認機関としての議会ではなく、政策的な条例の提案や否決や修正をも視野に入れた議案審査のほか、議会としての意思表示である決議等により、積極的に政策立案、政策提言を行う姿勢を明確にするもの。

(4) 第7条「市長が行う重要な政策等の説明」

政策水準の向上と議会審議における論点の明確化を図り、「背景から、将来にわたるコスト計算まで」の説明を求めることにより、提出される政策等の信頼性等を確認し、議会が判断する上での、必要な情報について、的確に把握・認識できるように、市長に対して説明を求めるもの。

(4) 第8条では、「監査委員との関係の基本原則」

議会は監査委員が行う決算審査、定例監査、例月出納検査などのほか、法令で定められた監査等の結果を、議会での審議、審査に十分に活用していくこととし、監査委員には具体的な監査等の結果報告を求めるとともに、必要に応じて議会運営委員会等において質疑する機会を設けるもの。

また、地方自治法第199条第11項において、監査の結果に関する報告の決定は、監査委員の合議によるものとされていることから、議会選出監査委員は、効果的な議会の審議、審査のために、識見監査委員との合議の調整に努めること。

●氷見市議会完全ペーパーレス会議の実施について

氷見市議会では、ペーパーレス会議を令和5年2月から紙資料との併用を可とした試用期間を設け、令和5年3月定例会、6月定例会と実施してきたが、令和5年9月定例会において、議会側、市当局側ともに紙資料を用いない完全ペーパーレス会議を実施した。

	<p>会期中は、議案書等の提出資料をはじめ、本会議の質問原稿や当局の答弁書であっても、紙原稿ではなくタブレット端末を使用したペーパーレスを実現しており、これは富山県内でも稀な取り組み。</p> <p>(1)ペーパーレス化対象会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議、委員会、全員協議会、その他必要に応じた会議 と する。 <p>(2)ペーパーレス化の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末 及びペーパーレス会議システムを使用することとする。 ・ 通信環境については、庁内 w i f i 環境を利用するものとする。 <p>※氷見市利用のペーパーレス会議システムは、会議の説明に合わせて、会議に参加している全員のタブレット端末の画面が同期表示されるものであり、会議の効率化を兼ね備える。</p> <p>(3)ペーパーレス化対象の書類資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議、委員会、全員協議会 等 に係る資料 ・ 議案書、予算説明書、委員会資料、全員協議会資料 など ・ 会議の配布資料（議事日程、市長提案理由説明、委員会付託案件表等） ・ 議長、委員長の次第書 ・ 本会議における議員の質問原稿及び当局の答弁書、委員会等における説明原稿
<p>考 察 (まとめ)</p>	<p>氷見市議会監視・監査機能等の充実に向けた基本条例については、議会における監視・監査機能等の充実はもとより、政策立案及び政策提言の向上に向けた取り組みであり、本市議会においても検討に値する特徴的な取組であると考えます。</p> <p>また、ペーパーレス化については、本市議会では、タブレットと紙資料の併用が継続しており、氷見市議会を参考に、タブレットの活用について、早急な検証作業が必要であると感じました。</p>

※視察先の写真、資料等の添付